

加古川市農業経営改善計画認定事務取扱要領

平成 24 年 12 月 13 日

地域振興部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定及び法第 13 条の 2 に規定する数市町村にわたる事項の処理について、法及び農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）で定めるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の申請)

第 2 条 農業経営改善計画（以下「計画」という。）の認定を申請しようとする者は、農業経営改善計画認定申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 申請にあたっては、現在の経営状況と目標とする計画の収支試算表、労働時間集計表、営農計画等の関係書類を年度別に作成し、添付するものとする。

(認定)

第 3 条 計画の認定については、加古川市農業委員会、加古川農業改良普及センター及び関係農業協同組合の意見書（様式第 2 号）の提出を受け、加古川市が行う。

2 認定にあたっては、次の各号に掲げる要件により判断する。

(1) 計画が認定基準（別表）に照らし、認定するに適切なものであるか。

(2) その他必要な事項

3 市長は、前 2 項の規定により計画を認定したときは、当該認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）に農業経営改善計画認定書（様式第 3 号）を交付するものとする。

4 認定の有効期間は、計画を認定した日から起算して 5 年とする。

5 市長は、第 1 項及び第 2 項の規定により計画の認定を認めないと決定したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(農林水産大臣又は兵庫県知事からの意見聴取)

第 3 条の 2 農林水産大臣又は兵庫県知事から、二以上の市町村にまたがる農業経営改善計画に係る意見聴取の依頼があった場合は、前条第 2 項の認定要件を準用するものとし、当該計画が適切であるかを判断し、農林水産大臣又は兵庫県知事に意見を述べるものとする。

2 市長は、前項の規定により、当該計画が適切であるかを判断するにあたり、必要が

あると認められる場合は、加古川市農業委員会及び関係農業協同組合に意見を聴くことができる。

(計画の変更)

第4条 計画の変更を行う際の申請及び認定については、第2条及び第3条の規定を準用する。

2 認定の有効期間は、変更前の計画を認定した日から起算して5年とする。

(認定の取消し)

第5条 市長は、認定農業者が当該認定に係る計画に従って農業経営の改善を図っていないと認めるときは、法第13条第2項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により計画の認定を取り消したときは、農業経営改善計画認定取消し通知書(様式第4号)により、届出を行った者、加古川市農業委員会、加古川農業改良普及センター及び関係農業協同組合に通知するものとする。

(農業経営の休廃止等の届出)

第6条 認定農業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第3項に規定する農業経営改善計画認定書を添えて、農業経営休廃止等届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。この場合において、第2号の規定による届出は相続人のいずれか一人が、第3号の規定による届出のうち解散又は倒産の届出は清算人又は破産管財人が、合併の届出は合併後存続する法人又は合併により設立される法人がそれぞれ行うものとする。

- (1) 農業経営を休廃止又は廃業したとき
- (2) 認定農業者が死亡したとき
- (3) 法人たる認定農業者が解散又は倒産、合併したとき
- (4) 農業経営を家族等に継承するとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、農業経営の休廃止等の届出を行うことが適当と認められるとき

2 市長は、前項の届出があったときは、計画の認定を取り消すことができる。

3 前条第2項の規定は、前項の取消しについて準用する。

(認定後の経営改善状況の把握について)

第7条 市長は、認定農業者の経営改善に向けた取組みを促進する観点から、認定農業者の経営改善状況を把握するため、必要に応じて経営調査を行う。

(施行細目)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、産業経済

部長が定める。

附 則

この要領は、平成 24 年 12 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 21 日から施行する。